

県立特別支援学校における医療的ケア実施要綱

香川県教育委員会

1 目的

この要綱は、医療的ケア児（日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である幼児児童生徒）の在籍する県立特別支援学校（以下「学校」という。）に、看護師等の資格を有する職員（以下「医療的ケア看護職員」という。）を配置し、学校全体として適切な医療的ケアに取り組むことにより、安全で安心できる学習環境を整備し、幼児児童生徒の教育の充実を図るとともに、保護者の負担軽減を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 医療的ケアの対象者

医療的ケアの対象者は、保護者から医療的ケアの実施申請があった医療的ケア児のうち、当該医療的ケア児の主治医（以下「主治医」という。）の意見を踏まえ、校内委員会の協議を経て、校長が、医療的ケアの実施が適当であり、保護者の協力が得られると認めた者とする。

3 医療的ケアの内容

喀痰吸引、経管栄養、導尿、人工呼吸器による呼吸管理その他の医療行為のうち、主治医が学校において医療的ケアを行うことに支障がなく、かつ必要と認めたもので、保護者の承諾が得られたものとする。

4 医療的ケア運営協議会

校長は「香川県特別支援学校医療的ケア運営協議会設置要綱」に基づき設置された医療的ケア運営協議会の基本方針等に沿い、医療的ケアを実施するものとする。

5 医療的ケア校内委員会の設置

- (1) 校長は、医療的ケアを適切に行うため校内に医療的ケア校内委員会を設置する。
- (2) 医療的ケア校内委員会は、校長を委員長とし、委員長がその学校の教職員（医療的ケア看護職員を含む。）の中から選任した委員をもって構成し、次の事項について検討する。
 - ア 医療的ケアの在り方や運営方法等の検討
 - イ 申請のあった医療的ケア実施についての可否
 - ウ 医療的ケアの実施内容・範囲の検討
 - エ その他校長が必要と認めること

6 医療的ケアの実施方法

- (1) 学校における医療的ケアは、県が配置する医療的ケア看護職員が行う。教員は、医療的ケア児がよりよい状態で教育を受けられるように、医療的ケアの実施をサポートする。
- (2) 医療的ケア看護職員は、医療的ケア児に異常があると認めた場合は、速やかに校長に報告し指示を受けるものとする。
- (3) 医療的ケア看護職員は、実施している医療的ケアの内容・範囲以外に健康管理上必要があると認められること、又は保護者若しくは主治医から健康管理や医療的ケアに関する要請等があった場合は、養護教諭と連携し、その内容を校長に報告し指示を受けるものとする。
- (4) 校長は、前項の報告があった場合、必要に応じ、医療的ケア校内委員会においてその内容について検討するものとする。
- (5) 校長は医療的ケア継続中であっても、保護者の協力が得られない場合は、医療的ケアを中止することができるものとする。
- (6) 医療的ケア看護職員は、医療的ケアの実施状況を別に定める「医療的ケア実施記録」に記録し、校長へ報告するものとする。

7 医療的ケア中の緊急時の対応

校長は、学校管理下における医療的ケア中の緊急時の対応マニュアルを作成し、対応体制を整えるものとする。

8 その他

この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。